

再度の団体交渉申入れについて

2023年9月18日

国立大学法人筑波大学
学長 永田 恭介 殿

東京都新宿区高田馬場3-13-3-404
日本労働評議会 中央執行委員会

	委員長	長谷川	清輝
同	茨城県本部委員長	工藤	貴史
同	筑波大学分会	竹谷	悦子
		吉原	ゆかり



貴学は、本年9月14日付「回答」にて、当組合に対し「何について団体交渉を行いたいのか、整理いただくのが妥当である」と述べています。当組合の同8月2日付団体交渉申入書から、「何について団体交渉を行いたいのか」は明らかであると思いますが、団体交渉を求める事項を以下に簡潔に記します。

- 一、当組合の組合員に対し、今後、定年前2年間給与減額制度による給与の減額が行われないことの確認を求める。
- 二、入学試験が行われる際等に、教員が行った休日労働について、賃金の支払いを行うこと、また、今後教員に休日労働をさせる際には、賃金の支払いを行うことを約束することを求める。また、休日労働を行った教員に振替休日を取るよう要請し、事実上無償労働を強いるようなやり方を直ちにやめることを求める。

貴学の8月10日付回答は、この要求に対し、「適正に対応しているため、内容につきまして、ご理解をいただきますようお願いいたします」とのみ述べ、当組合からの日程を指定しての具体的な団体交渉申入れについては、無視するものでした。言うまでもありませんが、書面で自らの見解を回答しさえすれば、団体交渉に応諾する義務、誠実に交渉する義務が果たされるわけではありません。どのような回答をすとしても、必ず、団体交渉に応じてください。仮に、貴学が、当組合の「指摘する前提に誤認がある」と認識しているとしても、こ

これは団体交渉を拒否する正当な理由にはなりません。貴学は、団体交渉の場において、当組合の「誤認」を解くために説明をすればいいだけのことです。また、「何について団体交渉を行いたいのか」については、これまでも明確に示していますし、今回も明確に示しました。貴学が、「何について団体交渉を行いたいのか」について当組合が「整理」ができていないと思料されたとしても、それは、団体交渉の場でのやり取りを通じて明らかにすればいいことであり、これも団体交渉を拒否する正当な理由にはなりません。

また、使用者は、義務的団交事項については、交渉権限を持つ者の出席のもと団体交渉を実際に開催しなければならないのはもちろん、労働組合の要求・主張に対する回答や自己の主張の根拠を具体的に説明したり、必要な資料を提示するなどして、誠実な対応を通じて合意達成の可能性を模索することが求められます（誠実交渉義務。カール・ツアイス事件判決（東京地判1989年9月22日・労判548号64頁））。貴学が当組合の要求を受け入れないなら、貴学の主張の根拠を具体的に説明し、必要な資料も提示してください。また、誠実な対応を通じて合意達成の可能性を模索してください。たとえ、団体交渉に応じたとしても、このような誠意ある対応がない場合は、誠実交渉義務違反となります。

貴学は「本学は団体交渉を拒否するものではございません」と述べていますので、次回こそは誠実に応じるものと期待しますが、常識的に見て、上記のような対応は団体交渉拒否と解されますので、今後一切このような対応をしないように注意してください。貴学が当組合の要求・見解に反論するのであれば、それは団体交渉の席上において行わなければなりません。念を押しますが、「団体交渉を拒否しない」と口で述べつつ、これ以上の引き延ばし行為を行うようであれば、それは労組法7条2号の禁ずる団体交渉拒否の不当労働行為に当たります。

本年8月2日付団交申入書の「日時」についてのみ、「本年10月10日、同17日の18時から2時間程度」と改めたうえで、再度同様の内容で団体交渉を申し入れます。9月25日までにご回答ください。日程を調整する必要がある場合は、その旨をご連絡ください。なお、遅くとも10月末日までには団体交渉を開催することを求めます。

貴学が、当組合の提示した日程での団交開催に応じず、日程調整も行わない場合、10月末日までに団体交渉が開催されない場合には、団体交渉拒否であると受け止め、東京都労働委員会への不当労働行為救済の追加申立てをします。

以上